

仕 様 書

- 1 件名 北海道防衛局（８）騒音測定機器（精密騒音計ほか）購入業務
- 2 一般的事項
この仕様書は、北海道防衛局（８）騒音測定機器（精密騒音計ほか）購入業務について適用する。
なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。
- 3 納入場所 札幌市中央区大通西１２丁目 札幌第３合同庁舎３階
北海道防衛局企画部防音対策課
- 4 納入期間 契約日の翌日から令和９年１月１５日まで

5 調達品目内訳

No.	品目	カタログ製品名	数量
1	精密騒音計	リオン（株）NL-53EX（検定済） 形式承認番号 第TF231号 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。ただし、当局で使用している環境計測データ管理ソフトウェア AS-60TR（リオン製）及びレベルレコーダ（リオン製 LR-07）との互換性が確保される機器であること。）	3 台
2	波形収録プログラム	リオン（株）NX-43WR 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。ただし、当局で使用している環境計測データ管理ソフトウェア AS-60TR（リオン製）及び上記 No. 1 に示す機器との互換性が確保される製品であること。）	3 個
3	騒音計用 AC アダプタ	リオン（株）NE-21P 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。ただし、上記 No. 1 に示す機器に接続可能な製品であること。）	4 個
4	BNC-ピン出力コード	リオン（株）CC-24 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。ただし、上記 No. 1 に示す機器及び LR-07 に接続可能な製品であること。）	3 個

※同等品以上のもの（他社の製品を含む。）を摘要する場合は、見積書の提出までに同等品以上であることが確認できる資料を添えて発注者の確認を受けるものとする。

6 納品・検査

- (1) 納品に要する費用は、受注者の負担とし、納品検査中、又は納品検査の実施以前に生じた物品の亡失又は棄損の責についても、全て受注者が負担するものとする。
- (2) 納品検査は、本仕様書に基づき検査官（発注者が本件の検査を命じた者をいう。）が行うものとする。
- (3) 検査官は、受注者の立ち会いのもと、納品検査を行うものとする。
- (4) 受注者の都合により、受注者の納品検査の立ち会いが困難な場合は、受注者は納品検査に立ち会わないことができるが、この場合、受注者は納品検査の実施及び結果に異議を申し立てることはできないものとする。
- (5) 受注者は、物品の引き渡し後において隠れた瑕疵が発見されたときは、速やかに適合品に交換すること。

7 検定及び検査

受注者は、納品にあたって、精密騒音計においては、計量法に基づく検定（計量法に基づく検定合格品と同等に扱われる検査）を受けること。

なお、検査を実施する期間については、事前に発注者の了承を得ること。

また、併せて当該検査に合格したことを証明する書類等を提出すること。

8 機能・性能

本業務で納入した物品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他発注者の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

9 その他

- (1) 納入する物品は、メーカーが保証する新品とする。
- (2) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」に該当する物品等である場合は、その基準を満たすものであること。
- (3) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (4) 仕様書の内容については、官側の許可なく複写、第三者及び他者への閲覧・譲渡をしないものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。